

国民健康保険の世帯主の取り扱いについて

国民健康保険制度では、住民票上の世帯主が国民健康保険に加入していただくも、その世帯に国民健康保険に加入している人がいる場合（このような世帯を擬制世帯といいます）には、保険証は世帯主名で交付され、保険税の納税義務も世帯主（このような世帯主を擬制世帯主といいます）に課せられます。

国保の世帯主が後期高齢者医療制度に加入した場合でも、家族などが国民健康保険に加入している場合は、保険税の納税義務は世帯主にあるため、世帯主に世帯の所得の状況に応じた保険税の納税通知書が送付されることとなります。

擬制世帯において次のような要件を満たしている場合には、世帯主になることを希望する国民健康保険被保険者からの届け出により、国民健康保険上の世帯主を変更できます。

保険証は変更後の世帯主名で交付され、保険税の納税義務者も変更後の世帯主になります。

◎世帯主を変更できる要件

- 擬制世帯主が世帯主の変更に同意していること
- 保険税を完納していること（滞納がないこと）
- 変更後の世帯主が納税に対する理

解をしていること

● 世帯主変更後も各種届け出の義務や保険税の納付義務の確実な履行が見込めること

● 国民健康保険事業の運営上支障がないと認められること

◎届け出に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 世帯主変更届出書（市役所や各支所にあります）
- 擬制世帯主と変更後の世帯主の印かん

◎世帯主の変更の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、世帯主の変更を取り消します。

- 擬制世帯主が国民健康保険に加入した場合

● 保険税を滞納した場合

▼問い合わせ 国保・年金G

（☎851771）

国民健康保険税の納め方を 変更できます

10月から開始される国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）について、対象となっている方のうち、次のいずれの要件も満たす方は、申請により国民健康保険税の納め方を変更することができますことになりました。

- ①直近2年間の国民健康保険税に滞納がなく、納期までに納付していること。

②変更後の国民健康保険税を口座振替により納付すること。

※納付書による納付（口座振替以外の方法での納付）への変更はできません。

現在特別徴収の対象となっている方には、あらかじめ7月にお知らせと申請書を郵送していただきますのでご確認ください。

なお、申請時期により、年金からの天引きを中止する月や、口座振替を開始する月が11月以降となる場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 国保・年金G

（☎851771）

9月9日は『救急の日』 救急講習会を開催します

～救急車が来るまで～

▼日時 9月7日(日) 13時～16時

▼場所 市民プール『らくあ』研修室

▼種別 普通救命講習Ⅰ

▼内容 心肺そ生法実技、自動体外式除動器（AED）実技、止血など

▼定員 30人（申込順）

▼参加料 無料

▼申込方法 8月29日(金)までに消防署または各消防支署に備え付けの受講申込書により、お申し込みください

※講習終了後、普通救命講習修了証

Iを交付します。

▼問い合わせ 消防署（☎852551）または各消防支署

市道通行止め解除のお知らせ

道路改良工事のため、5月1日(木)から8月31日(日)まで通行止めしております次の市道の、通行止めを解除します。

皆さんに大変ご迷惑をお掛けいたしました。

◎市道カルルス路線

▼解除する日 9月1日(月)

▼区間 登別カントリー倶楽部付近

～ホテル岩井付近

▼問い合わせ 土木公園G

（☎853260）

